

# 第 編 公園緑化土木工事施工管理基準

## 第 1 章 公園緑化土木工事施工管理基準

この施工管理基準は、工事請負共通仕様書（公園緑化土木工事）に規定する公園緑化土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

### 1．目的

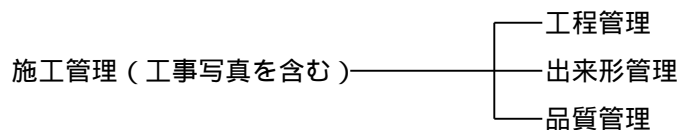
この管理基準は、公園緑化土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2．適用

この管理基準は、大阪市建設局公園緑化部が発注する公園緑化土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。

### 3．構成



### 4．管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章 第1節 共 - 1 - 1 - 1 - 6 施工計画に規定する施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 施工管理担当者は、測定（試験）を実施する時は、その都度、監督職員に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるようすみやかに実施しなければならない。
- (5) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (6) 試験（測定）記録写真は、実施の都度、撮影して整理しておかななければならない。

### 5．管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した計画工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

## (2) 出来形管理

1. 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施工管理計画に出来形を管理する工種、測定項目等を定めて手順よく実施し、測定記録をその都度、整理しなければならない。特に施工完了後目視できない箇所（埋戻し、又は水没する箇所等）は、測定もれのないよう慎重に実施しなければならない。
3. 測定基準
  - 1) 施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所以上
  - 2) 施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所
  - 3) 独立構造物については 1 箇所ごと、ただし安全柵等のコンクリート基礎は、前記 1)、2) を適用する。

## (3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表等（ヒストグラム、 $\bar{X} - R$ 、 $\bar{X} - R s$ 、 $R m$ など）を作成するものとする。

なお、これらの管理資料は、品質管理試験報告書として監督職員に提出しなければならない。

ただし、測定数が 10 点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、全面的に実施するものとする。それらの小規模工事については、設計図書又は監督職員の指示により実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書等の設計図書又は監督職員の指示により実施するものとする。

### (イ)路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 1 0 0 0 m<sup>2</sup>以下のもの）

### (ロ)アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 1 0 0 t 未満のもの）

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。
3. 受注者は、施工管理計画に品質を管理する工種、試験（測定）項目、試験方法等を定めて手順よく実施し、試験（測定）記録をその都度整理し、考察を行い、その結果を確認するとともに問題点について適切な措置を講じなければならない。
4. 受注者は、舗装工事における粒度調整路盤の試験項目締固め密度の測定において施工面積に応じた測定個数の中から、無作為に抽出した 10 個又は 3 個の測定値により平均値  $\bar{X} 10$ 、 $\bar{X} 3$  を求めるものとする。

また、 $\bar{X} 3$  が規定値をはずれる場合は、さらに無作為に 3 個の測定値を加えた平均値  $\bar{X} 6$  を求めるものとする。

6 . 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7 . その他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。